

平成19年度公営企業会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容等

指摘事項・添付意見	措置の内容・処理方針
<p>指摘事項</p> <p>1 病院事業（病院局） 支出事務が適当でないもの 支払額を誤っているもの 旅費（2名分）の支払について、用務地で移動する交通費が別途支給されているにもかかわらず、用務地の交通費等の諸雑費である日当が支給されていた。</p> <p>添付意見</p> <p>1 病院事業（病院局） 【中央病院】 1）医療従事者の確保について 医師については、平成19年度において処遇改善等が図られ、一定の確保が成されたところであるが、平成20年7月1日現在で正規職員5名が欠員となっているほか、後期臨床研修医も募集に対し充足していないなど医師不足は続いている。今後とも積極的に医師の確保に努められたい。 また、看護師については、平成21年4月からの「7対1」看護配置に向けて、多くの看護師の確保が必要となるが、増員に対応した職場環境の整備や要望の多い院内保育所設置などの検討を進めて看護体制の確保に努められたい。 さらに、新規採用者の増加により若年層の割合が高まることとなるため、看護師の研修体制の一層の強化等を図って、看護の質の確保にも努められたい。</p> <p>【こころの医療センター】 1）PFI事業による施設維持管理等の円滑な推進について 建物や設備の維持管理、患者搬送、患者利便施設運営等の業務については、新病院の建設に併せて県内で初めてのPFI事業により実施されているところである。 入院患者や外来患者が、安心して必要な診療を受けることのできる環境を確保するためには、診療体制の充実とともにPFI事業の円滑な推進が大変重要であり、病院側とPFI事業者側が緊密な連携のもとに病院運営に取り組みられたい。</p>	<p>今後は、別途支給の有無等を十分確認のうえ、適正な旅費支給を行うこととする。 なお、指摘のあった2名分の旅費については、旅行者から戻入済みである。</p> <p>平成20年度から初期・後期臨床研修医等嘱託医の年次有給休暇付与日数を年20日に増加した。平成21年4月からは、医師・歯科医師の初任給調整手当及び地域手当増額、救急当直医の特殊勤務手当新設、並びに救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの夜間勤務が必要な医師を対象とした変形労働時間制導入などの処遇改善を行った。 7対1看護配置に向けて、増員に見合った携帯端末やロッカーを配置するなど必要な環境整備を行った。また、要望の多い院内保育所について、平成22年4月開設を目指して整備をすすめている。 新人教育については、平成21年度より新人看護職員教育担当看護部長を専任で配置するとともに、教育担当副看護部長を配置するなど、教育体制の強化を図っている。</p> <p>PFI事業者との良好なパートナーシップのもと、PFI事業者との定期的な調整会議の開催や事業情報の共有化などを通じ、緊密な連携を図ることにより施設維持管理業務等のPFI事業の円滑な推進及びサービス水準の向上等に努めていきたい。</p>

【病院全事業】

1) 地方公営企業法の全部適用について

病院事業については、地方公営企業法の一部（財務事務）のみの適用であったが、平成19年4月から全部を適用することとし、知事部局から独立した病院事業管理者を置き、病院局を設置したところである。

全部適用により、病院事業管理者のもとで意思決定が迅速にできるようになり、医療従事者の確保に向けて、職員定数の増加、医師手当等の増額、看護職員の採用試験の改善など、当面の課題に機敏に対応してきている。

今後については、病院事業管理者のもとで、中央病院とこころの医療センターとが、委託業務や購入業務の共同化等を一層推進して、全部適用の効果をより発揮されるよう取り組まれない。

2) 内部統制について

両病院とも窓口等において多額の現金を取り扱っており、また、部局や職種が多岐にわたっており、財務関係の事故防止を目的とした内部牽制機能を確保することが求められている。

このため、平成19年4月制定の「病院局財務規程」には第129条として、「病院局における財務事務の適正化を期するため、定期又は臨時に検査を行う」と規定されているが、実際には検査は実施されていなかった。

ついては、検査の項目や手続きなどの検査方法を具体的に定めて定期及び臨時に実施するなど、財務事務の内部統制については特に留意されたい。

3) 未収金対策について

両病院においては医療費の個人負担未収金の回収に鋭意取り組まれているが、当該未収金のうち1年以上経過したものは、両病院で1億4,700万円余の多額に達し、前年度末に比較して20%（2,400万円余）増加している。この増加額は3年連続して2,000万円を超えており、懸念される状況にある。

厚生労働省の「医療機関の未収金問題に関する検討会」では、医療機関の未収金の増加に関し、様々な観

中央病院とこころの医療センターの業務の共同化については、平成19年度から燃料油の契約事務や企業債の借入事務を共同で実施している。

今後も、費用対効果を検証した上で可能なものから共同化に取り組むなど、地方公営企業の全部適用における効果を発揮できるよう努める。

両県立病院とも、会計窓口（中央病院は現金自動支払機を含む。）において医療費の支払いとしての現金を日々取り扱っている。その業務は、医療事務の一部として民間業者に委託して実施している。

会計窓口で取り扱った現金は、中央病院では当日中、こころの医療センターでは翌日に、出納取扱金融機関として指定している山陰合同銀行の職員に引き渡され、口座に入金される。

この、山陰合同銀行への現金引き渡しは、両県立病院における事務局職員の点検を経た後、行われている。

従来から両県立病院において、医事会計システムにより集計された金額と現金との突合を点検等してきたところであるが、日々の病院事務局職員の点検等を補完するものとして、非定例的に臨時的な検査を実施するなど、財務事務の内部統制により一層努める。

【中央病院】

中央病院では、医療費の個人負担分未収金について、本人や保証人への催告、来院時を捉えての面談、家庭訪問等を実施し回収に努めているところである。平成20年度においては、医事業務委託先企業に対し訪問徴収担当1名を配置することにより、再来院時の支払協議や事務局との共同訪問活動の実施を強化するなど、未収金の回収対策を強化した。

点から発生原因の分析や対応策の検討を行っており、本年7月には、その報告書が示されている。

未収金対策については、昨年度の決算審査意見で指摘しているところであり、前述の報告書なども参考にして、一層の取組を推進されたい。

4) 引当金の計上について

平成19年度決算において、中央病院では退職給与引当金1,400万円、修繕引当金3,000万円、こころの医療センターでは退職給与引当金3,800万円が計上されているが、いずれも算定基準が明確ではない。算定基準が明確でなければ、恣意的な損益調整とみなされるおそれがあり、会計上最も注意すべきことである。

については、総務省の「地方公営企業会計制度研究会」報告(平成17年3月)や他県の事例を参考に、引当金についての明確な算定基準を設定されたい。

また、未収金の新規発生を予防するため、出産育児一時金や高額療養費の委任払い制度の利用を促進するとともに、平成19年10月から導入したクレジットカード払いの利用促進などの取り組みを行っているところである。平成20年度においては、医事業務委託先企業の入院レセプト担当職員を3階事務室から各病棟に配置・増員し、従来の会計窓口等での制度周知に加え、各病棟段階での制度周知体制を強化した。これらにより、新たに発生する未収金の抑制を徹底する。

厚生労働省では未収金問題について検討が進められている。具体的には、回収対策として保険者徴収制度についての運用方法を検討するとともに、発生防止対策として出産育児一時金の医療機関への直接払いなどの検討が行われている。

中央病院としては、こうした国の制度充実の動きも踏まえながら、未収金の回収と発生抑制に努めて参りたい。

【こころの医療センター】

平成20年8月20日付けで、「島根県立こころの医療センター滞納未収金対応要項」を策定し、従来の多額滞納者を中心とした対応に加えて、高額療養費制度による窓口負担の軽減手続きなどの制度説明や未収金が発生した場合の早期面談実施など未然防止に努めている。

今後も高額療養費制度などの公的制度の利用促進や医師、看護師、医療相談スタッフ、事務担当が連携して面談にあたるなど病院全体で引き続き未収金対策に取り組んでいく。

【中央病院】

中央病院では、年度内所要額が見通しにくく予算計上に支障を来していたため、予算の平準化を図ることを目的として、平成19年度に予算執行残額の範囲内で退職給与引当金、修繕引当金をそれぞれ費用化した。

引当金については、全国的には7割以上の自治体病院が赤字決算という中で、これまで国の行政実例で「多額の累積赤字の中で引き当てを行うことは適当でない。」旨の資料も出されていた等から、ほぼ全ての県立病院が予算残額の範囲内での計上で、明確なルールによる引当がなされていない状況である。(なお、総務省の「地方公営企業会計制度研究会」報告について

<p>5) 医療事務の委託契約について</p> <p>診療報酬請求事務を中心とした医療事務の委託については、両病院とも長年にわたり単年度毎に一者随意契約を継続している。</p> <p>については、契約の公正性、経済性の確保の観点から、平成18年3月6日付け出納局長通知「随意契約事務の改善」により競争性のある契約方法が取れないか検討されたい。また、医療事務については長期継続契約を締結することができるように規則が制定されており、複数年契約についても検討されたい。</p> <p>なお、窓口サービスや患者サービスなどの委託業務の質の確保についても、一層の注意を払われたい。</p>	<p>は研究会の検討の域に止まっており、国としての明確な取扱い（指導等）はなされていない状況。）</p> <p>中央病院としては、予算の平準化の観点で行うべきとされる修繕引当金についてはルール通りの引当ては可能と考えられるが、一方、将来負担額を費用化すべきとされる退職給与引当金については35～40億円程度の引当が必要と見込まれることから、多額の将来負担額を直ちに費用化することは困難である。</p> <p>こうした中で、平成20年度末から総務省において地方公営企業会計の検討が進められることとなっており、中央病院としては、この検討結果を踏まえ、退職給与引当金の処理方法に検討して参りたい。</p> <p>【こころの医療センター】</p> <p>引当金を計上することにより、資金残高は変わらないものの、退職金等の使途が特定された資金が増加し、運転資金や資本的収支不足額の補填財源となりうる資金が減少することとなり、結果的に実質的な不良債務が発生するおそれがある。</p> <p>当院は、平成19年度までに整備した建設改良に係る企業債元利償還金等の全額を一般会計から繰り入れられていることにより資金不足が発生していない状況にある。</p> <p>一般会計繰入金については、今後の経営状況を踏まえて見直しを検討することになっており、現時点では引当金の計上は困難である。</p> <p>今後、繰入金の見直しや将来の経営状況を踏まえて、引当金の計上や算定基準の設定を検討する。</p> <p>【中央病院】</p> <p>平成21年度の医事業務委託契約については、総合評価方式による業者選定を行うこととし、窓口サービスや患者サービスの質の向上についても提案内容を審査・確認のうえ契約を締結した。</p> <p>また、契約期間については、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例及び同施行規則に基づき3年間（平成21年度から平成23年度まで）とした。</p> <p>【こころの医療センター】</p> <p>平成21年度委託契約については、公募型プロポーザル方式による業者選定を行い、窓口サービスや患者サービスの質の向上についても提案内容を確認のうえ</p>
--	--

2 電気事業の運営について(企業局)

1) 電気事業の経営の健全化について

事業収益に大きな影響を与える料金単価は、電力自由化の流れの中で、低下傾向にあり、事業収益の減少がさらに続くことが想定される。

こうした状況の中で、平成20年度は水力発電の料金改定交渉の年にあたり、また、風力発電も公営企業としては全国有数の発電規模を誇る江津高野山風力発電所が平成20年11月に営業運転開始予定となっているなど、電気事業の今後の運営に向けて、大事な1年であり、一層の経営努力を行い、運営の効率化を推進していく必要がある。

電力自由化への対応について

平成7年度の電気事業法改正に伴う経過措置は平成22年3月末までとなっており、同年4月以降は電力自由化が本格的に始まることになる。従って、電力会社との新たな受給契約の締結に向けて、電気事業を営む中国地方各県との連携を図るとともに、経費の節減や経営の効率化に努め、経営基盤の一層の強化に努められたい。

隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について

平成16年2月から運転開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の33.0%に対し平成18年度は22.4%、平成19年度は19.7%と目標が達成されていない。これは落雷等に起因する機器の故障による長期の運転停止によるものであり、その対策の一つとして平成18年12月には避雷塔を設置し、また平成19年度には風車の羽根のアース線強化や故障時に迅速な復旧を行うための予備品の確保がなされてきているが、結果として運転停止時間短縮の改善に必ずしも至っていない。

契約を締結した。

また、契約期間については、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例及び同施行規則に基づき3年間とした。

発電した電気の供給先を長期にわたって確保するため、電力会社との間で平成21年度から平成35年度まで(15年間)の電力需給に関する基本契約を締結した。

また、湯水などにより発電量が低下するなかで、平成21年度からの電力需給契約(2年間)においては、安定した収益を上げることができるよう基本料金と発電電力量に基づく電力量料金の比率を従来の7:3から8:2に改めることにした。

平成21年10月からは運転業務の効率化のため、東部、西部2カ所で行っている運転監視業務の東部事務所への集約化を予定しており、今後とも経営効率化と経営基盤の強化を図っていく。

隠岐大峯山風力発電所は、これまで実施してきた雷対策や迅速に故障復旧を計るための修理用予備品の確保及び地元業者の活用などの対策の効果が徐々に現れ、平成20年度の設備利用率は26.2%に向上した。

隠岐大峯山風力発電所の平成20年度の経常損益は赤字となるものの償却前損益は黒字に転換する見込みであり、今後とも設備利用率の向上対策に取り組み収益の確保に努めていく。

このため、昨年度も意見として述べたメンテナンスや修理体制の見直しをさらに行うとともに、費用対効果の観点に立った諸対策を実施し、正常運転の確保を図る必要がある。

また、隠岐大峯山風力発電所の経常損益は赤字基調が続いており、平成19年度は3,819万円余の赤字となり、営業運転開始後初めて償却前損益が赤字となった。

経常損益の赤字基調がこのまま推移すれば、隠岐大峯山風力発電所の事業の存続が経営上大きな負担となってくることから、中期的な経営見通しを踏まえ、適切な事業執行に努められたい。

江津高野山風力発電所の運営管理について

江津高野山風力発電所については、発電設備9基、認可最大出力2万700kWで、平成19年3月に建設工事に着手し、平成20年7月から試運転を行い、11月からは営業運転が開始される予定となっている。工事は順調で、建設事業費も発注時点に予測した事業費の枠内に収まる見通しとなっている。

効率的安定的な事業運営に向けて、設備機器の十分な点検や運転ノウハウの確保、トラブルの早期回復対策などに加え、維持管理契約の内容の点検など、万全の対応を講じられたい。

3 工業用水道事業の運営について（企業局）

1) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は平成5年度の71.0%をピークに漸減傾向にあり、当面、契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の節減に努めるとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など需要拡大対策に取り組まれたい。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は1企業にとどまっており、売水率は4.7ポイント上昇したものの、14.3%であり1企業の需要動向に左右されるため、今後の需要拡大に向けて、分譲促進のため平成20年度から新たに導入された用地取得費の20%助成措置（地元市と合わせて40%助成）

設備利用率向上のため隠岐大峯山風力発電所の教訓を活かし、建設時からの雷対策や迅速な故障復旧が行えるよう、予備品の確保及び点検・保守業務における地元業者の活用により作業時間の短縮を図った。

営業運転開始は、使用前検査に必要な風況が得られなかったため3ヶ月遅れ、平成21年2月からとなった。2ヶ月間の設備利用率は18.4%（目標21.0%）であるが、これは想定した風量が得られなかったことや初期故障の影響のためである。

引き続き初期故障の迅速な復旧対応などにより設備利用率の向上に努めていく。

飯梨川工業用水道料金は、平成6年度以来据え置いていたが、老朽化による施設の改良、修繕が見込まれることから平成21年10月に料金改定を行うこととしている。

引き続き固定経費の節減に努めるとともに、新規契約先の拡大については、工業用水の使用可能性のある企業訪問を行うなど需要拡大対策に取り組んでいく。

15,000m³/日の給水施設を有する江の川工業用水道は、給水量2,000m³/日となっていたが、景気低迷により800m³/日に低下している。需要拡大のためには、江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致が不可欠であり、厳しい経済状況であるが、企業立地促進助成金制度や江の川工業用水道料金補助金制度などを活用

等を十分に活用して、江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致等に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万 m^3 の用水を確保し、そのうち江の川工業用水道事業に5万 m^3 、江の川水道事業に2万7千 m^3 の用水を利用しているが、残りの15万3千 m^3 については、昭和51年のダム完成以来利用されることがなく現在に至っている。

企業局においては、平成16年度の包括外部監査意見や決算審査意見を受けるなかで、有効利用について種々検討がなされてきたが、具体的な活用策が見出せない状況にある。

具体的な水需要の見込みがなく、事業開始の見通しのない当該事業を企業局事業として、建設仮勘定に管理費を計上し続け、資産を増大させている状況は、事業実態を適正に表示すべき企業会計上も問題であり、一般会計への移管なども含め、県と協議のうえ、その扱いを決定されたい。

4 水道事業の運営について(企業局)

1) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、昨年度も意見として述べたところであるが、経費節減等に努めるとともに、簡易水道の上水道への切り替え等について、引き続き江津市・大田市と協議を進め需要拡大に取り組まされたい。

2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の給水開始に向け建設工事が順調に進められてきている。

平成23年度の給水開始に向けて、建設事業費の縮

し、商工労働部・地元市と連携し用水型企業の誘致等に取り組んでいく。

八戸ダム未利用水の活用については、これまで関係部局と検討を行ってきたが、具体的な有効活用策が見いだせていない。今後、事業内容の整理も含め、関係部局と協議、検討を行っていく。

江津市は、平成21年8月には旧江津市分の全ての簡易水道の上水道切替が完了する予定であり、切替による需要量の増加はこれ以上望めない。

このような状況の中、江津市及び大田市とともに「水道事業に関する総合的検討会」を設置して料金のあり方や効率的運営について意見交換を行っており、この検討結果を踏まえ適切な料金設定に努めていきたい。

斐伊川水道事業は、尾原ダムを水源とし、県東部地域の慢性的水不足対策を解消し、良質で安定した水道用水の供給のため着手したものであり、現在、平成23年4月の供給開始に向け、着実に建設事業を進めている。事業実施にあたっては、他工事との工事調整あるいは安価な工法の採用などにより事業費の縮減に

<p>減に努めるとともに、関係市町の契約水量の確定や料金設定に向けた具体的な調整作業が本格化していく中で、県東部地域における料金設定のあり方や総合的な事業経営、運営管理の効率化等について検討を深められたい。</p> <p>5 宅地造成事業の運営について（企業局）</p> <p>1）各工業団地の分譲促進について</p> <p>各工業団地の分譲促進について、知事部局・地元市・関係団体等と企業誘致に関する様々な情報を共有し、県・市の各種の分譲促進のための諸制度や江津地域拠点工業団地における用地取得費の40%助成措置（県20%、市20%）等を十分に活用して分譲促進に努められたい。</p> <p>6 企業局全事業について</p> <p>1）経営計画の推進について</p> <p>平成19年度は、経営計画を踏まえ、業務コスト削減（物件費の削減）や職員数の削減が引き続き図られるとともに、高金利既往債の繰上償還・借換による支払利息の軽減などの取組がなされてきたところである。</p> <p>しかしながら、隠岐大峯山風力発電所や江津高野山風力発電所建設事業が経営計画を構成する財務計画に盛り込まれていないなどの点が見受けられる。</p> <p>については、経営計画について必要な見直しを行うとともに、計画と実績との対比、分析等PDCAマネジメントサイクルを徹底しながら、企業局全事業について、全職員が一丸となって、経営計画の着実な推進を図り、健全経営をめざして一層の効率化と経営基盤の強化に努めていく必要がある。</p> <p>また、経営計画は、企業局内外に向けた経営意思の具体化であり、計画の達成状況や課題解決のための取組状況等について、県民や関係者に十分な情報提供を行うなど、企業局事業の理解の促進に努められたい。</p>	<p>努めている。</p> <p>運営管理については、機械設備の効率的な仕様への見直し、飯梨川水道との一体的な運営管理により一層の効率化を図っていくこととしている。</p> <p>料金については、受水団体と十分な協議を行い、適切な料金設定に努めていきたい。</p> <p>工業団地の分譲については、厳しい経済状況の中ではあるが、商工労働部・地元市と連携を密にし、各種優遇制度を積極的に活用して分譲促進に努めていく。</p> <p>平成18年3月に策定した経営計画における財務計画では新たな事業が盛り込まれておらず、また、実績に基づく見直しを行っていなかったため、財務計画を見直し、新規事業を盛り込み、計画と実績の対比、分析を行い、今後の課題及び解決の方向性の項目を加えた企業局経営見通しを平成20年度に作成した。</p> <p>今後は、経営計画の着実な推進を図り、一層の効率化と経営基盤の強化に努めていく。</p> <p>なお、この経営見通しは、外部有識者で構成する経営評価委員会の意見を聞いて毎年度見直しを行うこととしている。</p> <p>また、県民や関係者に計画の達成状況や達成に向けての取り組み等の情報提供を行い企業局事業の理解の促進に努めていく。</p>
---	--